特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	市税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、市税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

甲斐市長

公表日

令和7年6月12日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	市税の徴収に関する事務						
②事務の概要	地方税法に基づき固定資産税、軽自動車税、個人市民税・県民税・森林環境税、法人市民税及び国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税の決定した調定に基づき、納税者に送付された納入通知書(納付書)により納付されたものに対して、消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ及びクレジットカード並びに地方税法に基づく特別徴収等、納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに納付が確認できない者に対し、督促状を発送する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画を立て、催告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき産滞金を加算し、徴収する。 ⑧上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき産滞金を加算し、徴収する。						
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、固定資産税システム、 軽自動車税システム、個人住民税システム、法人住民税システム、国民健康保険システム、公金収納 システム、住民基本台帳ネットワークシステム						

2. 特定個人情報ファイル名

1. 収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル 4. 共通宛名ファイル

3. 個人番号の利用

大政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表の24の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	·番号》 ·番号》 四欄(物 【情報打 ·番号》	法第19条第8 持定個人情報 提供の根拠】 法第19条第8 法第19条第8	号に基づく)に「地方税 号(特定個 号に基づく	人情報の提供の制限) 主務省令第2条 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第 記情報」が含まれる項(48の項) 人情報の提供の制限) 主務省令第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう 地方税情報」が含まれる項(第42、48、115、125、132項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財政部 収納課
②所属長の役職名	財政部 収納課長

6. 他の評価実施機関								
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先	請求先 甲斐市 総務部 総務課 400-0192 山梨県甲斐市篠原2610番地 電話:055-278-1661(直通)							
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱し	いに関す	る問合	世				
連絡先	甲斐市	財政部	収納課	400-0192	山梨県甲斐市篠原2610番地	電話:055-	-278-1680(直通)	
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ					[]適用した	
適用した理由								

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>					
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満					
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	人 [発生なし] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書]		3) 基礎項目評価額	書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 載されている。	施機関については、	それぞれ重点	項目評価書又は全項	目評価書において	、リスク対策の詳細が記	
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワ・	ークシステム	を通じた入手を除く	。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ごある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	-	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分で	 である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分で	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[O]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供	ネットワークシン	ステムを通じた提供を	:除く。)	[O]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続	しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Е]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[0]	人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠							
9. 監査							
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査	№ [] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	· 啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 []	全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	3)権限のない者によって不正に使用されるリ 4)委託先における不正な使用等のリスクへの	リスクへの対策 の対策 策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 的外の入手が行われるリスクへの対策 正な提供が行われるリスクへの対策 への対策					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係 場じている。また、事務を見直す機会として自己点検の の対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓						

変更箇所

<u> </u>					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明